

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

申請に当たって、提出が必要な添付書類は下記のとおりです。

1. 認定申請書（原本1部、写し1部）
2. 相続認定申請基準日時点の申請会社の**定款の写し**（→2P）
3. 株主名簿（→3P）
4. 登記事項証明書（→3P）
5. 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
相続税額の見込み額を記載した書類（→3P）
6. 従業員数証明書（→4P）
7. 相続認定申請基準年度の決算書類（→7P 8P）
8. 上場会社等及び風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書（→9P）
9. 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書（→10P～13P）
10. 被相続人・相続人・その他の一定の親族の戸籍謄本等（→13P）
11. 施行規則第16条第3項の確認書（確認書の交付を受けている場合）（→13P）
12. その他、認定の参考となる書類（→13P）
13. 返信用封筒（→13P）

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

申請に当たって、提出が必要な添付書類は下記のとおりです。

1. 認定申請書の写し

2. 相続認定申請基準日時点で有効な申請会社の定款の写し

- ・会社に保存している相続認定申請基準日において有効な定款の写しを添付してください。
- ・この写しに、認定申請日付で原本証明をしてください。

【原本証明の例】

この写しは、相続認定申請基準日（令和●●年6月1日）における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和●●年7月1日

経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎

[注意]

- ・定款のみなし変更事項など定款条文を改訂していない場合は、その変更事項を記載した書類も必要となります。
- ・相続認定申請基準日…当該相続の開始日の翌日から5月を経過する日

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

3. 以下の全ての時点における**株主名簿の写し**（原本証明したもの）

- (1)被相続人が代表者であった期間のうちいずれかの時
- (2)相続の直前
- (3)相続の開始の時（遺産分割協議等による株式の移動を反映したもの）
- (4)相続認定申請基準日

※「同族過半数・同族内筆頭株主」（施行規則第6条1項8号ト（6））であることがわかる被相続人が代表者であった期間のうちいずれかの時の株主名簿の写しを提出してください。
なお、原本証明には、原本証明をした日付を記載してください。

4. (1)相続認定申請基準日以降に取得した申請会社の**登記事項証明書の原本**

- (2)先代経営者が代表者であった旨の記載がある**閉鎖事項証明書**

[注意]

- ・相続認定申請基準日以降に取得したものを添付してください。
- ・謄本のコピー不可。
- ・経営承継相続人が相続開始前から役員に就任していたことがわかるもの。
- ・経営承継相続人が相続認定申請基準日までには代表者に就任していたことがわかるもの。
- ・被相続人が相続の開始の直前において代表者でない場合には、代表者であった旨の記載のあるもの（履歴事項または閉鎖事項）。

5. 以下の書類

- (1)**遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し**その他当該株式の取得の事実を書する書類
この写しに認定申請日付けで原本証明をして下さい。

(2) 申請会社の相続対象株式に係る**相続税の見込額を記載した書類**

相続により取得した株式に係る相続税の見込額及び納税猶予見込み税額を記載した書類を添付して下さい（様式自由）。

相続税の申告書第1表、第8の2表及びその付表、第11表でも構いません。

[作成のポイント]

- 以下の事項が記載されていること。
- ・1株当たりの評価額。
- ・経営承継相続人が相続又は遺贈を受けた株式数。
- ・通常どおり相続税を払うとした場合の相続株式に係る相続税。
- ・納税猶予を受けようとする相続税額。

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

6. 以下の2時点における従業員数証明書

- (1)相続の日
- (2)相続認定申請基準日

・以下の手順に沿って必要書類を添付してください。

【手順1】

まず、相続開始の日からみて直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」（当該通知の対象になっていない方に係る「（同）改定通知書」を含む）の写しを添付してください。

事業所ごとに通知を受けている場合はすべての事業所について添付します。

なお、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」に代えて「被保険者縦覧照会回答票」で証明する場合には、相続開始の日から一定期間（2週間以上）経過後に年金事務所へ申請し、交付を受けた「被保険者縦覧照会回答票」の写しを添付してください。この場合において、手順2は不要となります。

【手順2】（被保険者縦覧照会回答票を添付する場合には不要）

次に、上記標準報酬月額決定の手続きをして以降、相続認定申請基準日までの間に被保険者の増減があった場合に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しまたは「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを時系列に揃えてすべて添付してください。

なお、相続認定申請基準日までの間に「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」の通知（【手順1】の翌年度分）を受けた場合は当該通知書の写しも添付します。

【手順3】

手順1及び手順2で揃えた各通知書に記載された方のうち、申請会社の短時間労働者及び役員については、その旨が分かるマークなどを付記してください。

（例：短時間労働者 → 短・役員→ 役・使用者兼務役員→ 使）

【手順4】

厚生年金保険または健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員（例：75歳以上の従業員）がいる場合には、その方に関する雇用契約書（2月を超える雇用であること及び正社員並みの雇用形態であることがわかるもの）及び給与明細書（相続の日または相続認定申請基準日前後のもの）の写しを添付してください。

【手順5】

厚生年金保険または健康保険の加入対象者に使用者兼務役員がいる場合は、使用者としての職制上の地位がわかる書類や、雇用保険に加入している事がわかる書類などを添付してください。

【手順6】

手順1～5の作業によって明らかになった、相続の時及び相続認定申請基準日それぞれの時点における常時使用する従業員の数を明記した書類を表紙（様式自由）に添付してください。

納税猶予制度を利用するための手続き

(参考)

① 厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。いわゆる出向や派遣等の場合には、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所において、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

② 被保険者縦覧照会回答票

①と同様に、原則として「70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書では、贈与等の日における常時使用する従業員の数を確認するため、標準報酬月額決定通知書発行後における被保険者の増減について、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

他方、被保険者縦覧照会回答票では、当該事業者における被保険者の資格取得日及びこれまで被保険者であった者の喪失日等が記載されるため、贈与等の日における常時使用する従業員の数を被保険者縦覧照会回答票のみで証することができます。

また、被保険者縦覧照会回答票には、厚生年金の被保険者のほか、健康保険である「協会けんぽ」の被保険者も記載されることから、当該事業所が協会けんぽに加入している場合には、「70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数」を証する書類としても用いることができます。

なお、当該事業所が「組合健保」に加入している場合には、70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証するためには、別途③の「健康保険の標準報酬月額決定通知書」が必要となります。

③ 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所において、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

また、厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります（厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項）。

納税猶予制度を利用するための手続き

(参考)

④ その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①又は②及び③の書類の提出を求めていますが、下記に掲げるような場合にあっては、2月を超える雇用契約があり給与支給の実績がある、いわゆる正社員並みの雇用実態があることを前提に、それぞれに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

・**75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外である場合**：2月を超える雇用契約

書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など

・**船員保険の被保険者である場合等**：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など

・**使用者兼務役員である場合**：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用者としての雇用契約書及び使用者給与明細書など、使用者としての職制上の地位を証する書類

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

7. 相続認定申請基準事業年度の決算関係書類等

《ケース①》

以下のすべての要件を満たしている場合（規則6条2項各号に掲げる要件を満たしている場合）

- 親族外従業員が5人以上いること
- 事務所、店舗、工場などを所有していること又は賃借していること
- 相続開始の日まで引き続いて3年以上事業を行っていること

相続の開始の日の3年前の日を含む事業年度以後の各事業年度分の決算関係書類等を添付してください。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 事業報告書（事業報告書がない場合には法人事業概況説明書でも可）
- 減価償却明細表（固定資産台帳）
- 勘定科目内訳書
- 本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有または賃借していることがわかる書類（謄本や賃貸借契約書など）
- 商品販売、役務提供などの業務を3年以上引き続いて行っていることがわかる書類（売買契約書、請負契約書など）

[注意]

事業実態要件のうち、従業員が5人以上いることについては＜添付書類6：従業員数証明書＞で確認します。

決算関係書類及び事業報告書は3期分とは限りませんので、ご注意ください。

この場合、認定申請書（様式第8）の特定資産等に係る明細表は記載不要です。

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

7. 相続認定申請基準事業年度の決算関係書類等

《ケース②》

ケース①に該当しない場合

相続認定申請基準事業年度（当該基準年度が複数ある場合は各期）に関する決算関係書類等を添付してください。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 事業報告書（事業報告書がない場合には法人事業概況説明書でも可）
- 減価償却明細表（固定資産台帳）
- 勘定科目内訳書
- 法人税申告書別表4（相続開始の日の3年前の日を含む事業年度以後の各事業年度分）

・また、認定申請書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類として、ケースに応じて以下の書類も添付してください。

- 認定申請書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分((*)を除く)」欄に記入をした場合
 - 当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明付き）
 - 当該事業年度末日以降の履歴記載のある登記事項証明書
 - 当該事業年度末日の翌日からみて直前の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表及び決算関係書類等。）

[注意]

- 認定申請書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入をした場合
 - 当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図など）
- 認定申請書の特定資産明細表の不動産の項目において、1つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄とに按分して記入した場合
 - 当該不動産の一部に関する賃貸借契約書
 - 合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面、按分計算書（任意様式）など）

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

8. 申請会社が上場会社等または風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

（例）

誓約書

令和●●年12月1日

都道府県知事 殿

経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当社は、被相続人に係る相続開始の日以後において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

[作成のポイント]

- 申請会社が誓約すること
- 相続開始の日以後、上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

9. 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

（例1）特別子会社はあるが、その特別子会社はいずれも外国会社ではなく、かつ、特別子会社が特定特別子会社に該当する場合

誓約書	令和●●年12月1日
都道府県知事 殿	
	経済産業株式会社 代表取締役 経済 太郎
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、被相続人に係る相続開始の時において、下記に掲げる当社の特別子会社は、同法施行規則で規定する外国会社に該当しません。</p> <p>また、被相続人に係る相続開始の時以後において、下記に掲げる特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>関東経済物流株式会社（所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1）</p>	

[作成のポイント]

- 申請会社が誓約すること
- 相続開始の時において、特別子会社が外国会社に該当しないこと
- 相続開始の時以後、特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当しないこと
- 特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることについて1枚の誓約書にまとめて記載して構いません

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

9. 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

（例2）

外国会社である特別子会社があるが、申請会社または申請会社と支配関係にある法人が当該外国会社たる特別子会社の株式等を保有していない場合

誓約書

令和●●年12月1日

都道府県知事 殿

経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、被相続人に係る相続開始の時において、当社又は当社による支配関係がある法人が、下記1に掲げる当社の特別子会社の株式を有していないことを誓約します。

また、被相続人に係る相続開始の時以後において、下記2に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します

記1

KEIZAI Co.Ltd. (所在地：………)

記2

関東経済物流株式会社 (所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1－1)

[作成のポイント]

- 申請会社が誓約すること
- 相続開始の時において、申請会社（又は申請会社による支配関係がある会社）の特別子会社が外国会社に該当すること
- 申請会社（又は申請会社による支配関係がある会社）が外国会社である特別子会社の株式又は持分を有しないこと
- 相続開始の時以後、特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当しないこと
- 特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることについて1枚の誓約書にまとめて記載して構いません。

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

9. 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

（例3）

外国会社である特別子会社があり、かつ、申請会社または申請会社と支配関係にある法人が当該外国会社たる特別子会社の株式等を保有している場合で、かつ、いずれの特別子会社も特定特別子会社に該当する場合

[注意]この場合、相続の開始の時における従業員が5人以上いることが要件となります（施行規則第6条第1項第8号木）。

誓約書

令和●●年12月1日

都道府県知事 殿

経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、被相続人に係る相続開始の時以後において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

関東経済物流株式会社（所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1）

KANTO Co.Ltd.（所在地：………）

[作成のポイント]

- 申請会社が誓約すること
- 相続開始の時において、申請会社（又は申請会社による支配関係がある会社）の特別子会社が外国会社に該当すること
- 申請会社（又は申請会社による支配関係がある会社）が外国会社である特別子会社の株式又は持分を有すること
- 相続開始の時以後、特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当しないこと
- 特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることについて1枚の誓約書にまとめて記載して構いません。

納税猶予制度を利用するための手続き

(2) 相続税納税猶予制度の認定の手続き（施行規則第7条第3項）

9. 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

（例4）

特別子会社がない場合

誓約書

令和●●年12月1日

都道府県知事 殿

経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、被相続人に係る相続開始の時以後において、当社には同法施行規則で規定する特別子会社がないことを誓約します。

10. 認定申請中小企業者の株式を保有する以下の者の戸籍謄本等

- ①被相続人（死亡による除籍謄本）
- ②経営承継相続人
- ③申請会社の議決権を有する親族全員
- ④剰余金の配当等または損金不算入給与を受けた親族全員（施行規則第6条第2項の事業実態要件に該当することで認定の申請をする場合は不要）

11. 施行規則第16条第3項の確認書（確認書の交付を受けている場合）

12. その他、認定の参考となる書類

直前期末から相続時までの間の資産及び負債について著しい増減があった場合や合併、株式交換等があった場合には、相続開始の時の貸借対照表、その事業年度開始の日から相続時までの損益計算書、株主資本等変動計算書などを提出いただくことがあります。

その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料を提出いただくことがあります。

13. 返信用封筒

定形外封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。